

所得税の確定申告、市県民税の申告の受付が始まります

国八戸税務署 ㊦43-0141 ㊦031-8611 江陽二丁目9-45

所得税などの確定申告

申告と納税の期限

● 所得税および復興特別所得税・贈与税→3月15日(月)まで

● 消費税および地方消費税→3月31日(水)まで

確定申告書作成会場の開設

● 日時 2月8日(月)～3月15日(月)

9時15分～16時※土・日・祝を除く

● 場所 八戸ショッピングセンター「ラピア」

2階ラピアホール(江陽二丁目)

※申告書作成会場の混雑緩和のため、「入場整理券」が必要です。なお、入場整理券の配布状況に応じて、後日の来場をお願いすることもあります。

※新型コロナウイルス感染症対策の一環として令和2年分の確定申告では、公的年金を受給している人を主な対象として、2月16日(火)よりも前から申告相談をお受けします。

確定申告が必要な人は？

① 事業所得者などで、所得税額が配当控除額を超える人

② 給与所得者のうち、次に該当する人
▽給与所得および退職所得以外の所得金額が年額20万円を超える人

▽年末調整することのできない控除を受ける人(医療費控除・寄附金控除・雑損控除など)

▽その年の給与の収入金額が2千万円を超える人 など

※各種控除を受けることにより、還付金が発生する人も申告できます。

※公的年金などの収入金額が40万円以下で、かつ、それ以外の所得が20万円以下である場合は確定申告の必要はありませんが、市民税・県民税の申告については、住民税課へお問い合わせください。

▽以下である場合は確定申告の必要はありませんが、市民税・県民税の申告については、住民税課へお問い合わせください。

▽以下である場合は確定申告の必要はありませんが、市民税・県民税の申告については、住民税課へお問い合わせください。

▽以下である場合は確定申告の必要はありませんが、市民税・県民税の申告については、住民税課へお問い合わせください。

相談は「電話相談センター」へ

国税に関する一般的な相談は、「電話相談センター」でお答えします。

① 八戸税務署へ(㊦43-0141)

② 音声案内1番を選択する。

確定申告書作成コーナー

新型コロナウイルス等感染防止のため、ぜひ、国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」を利用して申告書を作成し、イータックス送信による提出をお願いします。なお、書面での提出する人は、郵送・信書便での提出にご協力をお願いします。

マイナンバーを使って自動入力

マイナンバーカードを使って「マイナンバー」から生命保険料控除証明書などの申告に必要な情報をまとめて取得でき、国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」で申告書作成時に証明書の金額・発行元の情報を自動入力することができます。なお、ご利用に当たっては事前準備が必要です。

詳しくは国税庁ホームページの「マイナンバーを活用した年末調整および所得税確定申告の簡便化」をご確認ください。

スマホ・タブレットで確定申告

マイナンバーカードまたはID・パスワードを取得すればスマホ・タブレットで確定申告書の作成・送信ができます。自宅で申告手続ができますので、新型コロナウイルス等感染防止のため、ぜひ、ご利用ください。スマホ・タブレット専用画面で確定申告できる内容は次のとおりです。

① 所得の種類 給与所得(2カ所以上可)、公的年金などの雑所得、一時所得

② 所得控除 すべての所得控除に対応

③ 税額控除 政党等寄附金特別控除、災害減免額

※ID・パスワードは、税務署で職員と対面による本人確認を行った後に発行します。発行を希望する場合は、申告するご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。

市民税・県民税の申告

「市民税・県民税の申告」とは

所得税がかからない人が市へ行う申告をいいます。国民健康保険の税額や各種手当・行政サービスの負担額の基礎となるため、収入がない人でも申告が必要な場合があります。

市民税・県民税申告会場の開設

●日時 2月1日(月)～3月15日(月)

9時～15時30分 ※土日祝を除く

●場所 公会堂文化ホール 1階講義室

※税務署からお知らせはがきや申告書が送付された人で、申告相談が必要な人は、「八戸ショッピングセンターラピア」での受け付けとなります。

※できるだけ公共交通機関をご利用ください。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送による申告にご協力ください。

郵送による申告

①申告書の送付時に、「郵送申告用の返信用封筒」(ピンク色)を同封していただきますので、ご利用ください。

②申告書の書き方は、申告書に同封してある「申告の手引」と「記載例」をご覧ください。

③領収書などの証明書類を提出しないと、各種控除の適用が受けられない場合があります。

④提出された証明書類は返却しませんので、原本が必要な人は写しを同封してください。

※1月下旬から、申告書と返信用封筒を南郷事務所と各市民サービスセンターに備え付けます。

申告が必要な人は？

①給与の支払者から給与支払報告書が市に提出されていない人

②営業・不動産・農業などの収入があり、所得税の納付・還付がない人

③前年中収入がなく、税金上、同世帯の人の扶養になっていない人

④前年中の収入が非課税所得(遺族年金・障害年金・雇用保険など)のみの人

⑤令和3年1月1日現在、八戸市に住所はないが、市内に家屋敷がある人公的年金などの収入金額が年額40万円以下で、かつ公的年金などに係る

雑所得以外の所得金額が年額20万円以下の人は確定申告をする必要はありませんが、市民税・県民税の申告が必要です。

申告が必要ない人は？

①税務署に確定申告をする(した)人

②令和2年中の収入が給与のみで、勤務先から給与支払報告書が市に提出されている人

※給与支払報告書に記載されていない医療費控除や扶養控除など各種控除を受ける場合は申告が必要です。

③令和2年中の収入が公的年金のみで、次の金額以下の人

▽昭和31年1月2日以後生まれ：98万円

▽昭和31年1月1日以前生まれ：48万円

④右記①～③の人と同世帯で扶養に入っている人

令和3年度市民税・県民税の申告から制度が一部変更になります

①給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替

給与所得控除および公的年金等控除が10万円引き下げられ、代わりに基礎控除が10万円引き上げられました(基礎控除額33万円→43万円)。

②扶養親族の所得要件

扶養親族の所得要件は、これまで合計所得金額が38万円以下でしたが、

48万円以下に変更されました。

③未婚のひとり親に対する寡婦(夫)控除の見直し

子を扶養するひとり親に対し、婚姻歴の有無による不公平が解消されました。

申告する際の持ち物リスト

①送付された申告書(会場にもあります)

②はんこ(スタンプ印不可)

③給与や年金の源泉徴収票

④作成した営業・農業・不動産などの収支計算書(収入・支出の明細が分かるもの)

⑤令和2年中に支払った国民年金保険料・国民健康保険税・介護保険料(後期高齢者医療保険料・生命保険料(一般生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料))・地震保険料・損害保険料(医療費の通知書、領収書、控除証明書など)

⑥本人または扶養される人が障がい者などであることを証明するもの(障がい者手帳など)

⑦申告する人の本人確認ができるもの(運転免許証・パスポートなど)

⑧マイナンバー確認書類

※申告者本人や扶養親族などの個人番号(マイナンバー)の記載が必要なため、通知カードやマイナンバーカードをお持ちください。また、なりすましなどを防ぐため、申告する人の本人確認を行いますので、マイナンバーカードを作成していない人は、運転免許証などの身分証も併せてお持ちください。代理で申告する場合は委任状や代理人の身元確認書類も必要です。

各種控除

社会保険料控除

令和2年1月～12月に納付した次の保険料(税)は、所得税および市民税・県民税の算定の際、「社会保険料控除」として所得控除の対象となります。また、家族の分を納めていた場合や、過去に未納や免除となっていた分を令和2年中に納めた場合も、同様に控除の対象となります。

年末調整や確定申告の際は、保険料(税)の支払いを証明する書類(証明書や領収書など)が必要になりますので、大切に保管してください。なお、証明書を紛失した場合は、各担当課へお問い合わせください。

【国民年金保険料】

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書または領収書(控除証明書は、日本年金機構から11月上旬に送付済み。10月以降に今年初めて保険料を納付した人には、2月上旬に送付予定)

【国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料】

▽普通徴収の場合…保険料(税)を納付した領収証書(納付の控えとなっていないもの)

▽口座振替の場合…「口座振替通知書」(1月中旬に市から送付予定)

▽公的年金からの特別徴収の場合…「公的年金等の源泉徴収票」(1月下旬に年金保険者から送付予定)

※社会保険料控除の対象となるのは、特別徴収されている本人のみとなります。

※障害年金や遺族年金から保険料(税)を特別徴収されている人は、「公的年金等の源泉徴収票」は送付されませんので、納付証明が必要な場合は、各担当課へお問い合わせください。

※保険料(税)の還付がある場合は、還付された額は社会保険料控除の対象となりません。

【証明書の再発行が必要な場合の問い合わせ先】

▽国民年金保険料…八戸年金事務所
☎44-1742(音声案内2番)

▽国民健康保険税…収納課
☎43-9172

▽後期高齢者医療保険料…国保年金課
☎43-9065

▽介護保険料…介護保険課
☎43-9285

配偶者控除および配偶者特別控除

合計所得金額が90万円を超える納税義務者に適用される配偶者控除および配偶者特別控除は、段階的に減額されます。また、合計所得金額が1千万円を超える納税義務者の場合、配偶者控除および配偶者特別控除は適用されません。なお、配偶者特別控除を受けることができる配偶者の合計所得金額は133万円以下です。

寄附金控除を忘れずに

個人が国や地方公共団体などに寄附金・義援金を支出した場合、寄附金額の2千円を超える分について一定限度まで税額控除が受けられます。申告には、寄附金の領収書や受領書が必要です。

【ふるさと納税ワンストップ特例制度】

確定申告を行わなくても、ふるさと納税の寄附金控除を受けられる仕組みです。特例制度の利用には、各寄附先の地方団体に申請書を提出する必要があります。

※特例制度の申請をした後で確定申告をした場合、特例制度の適用は受けられなくなりますので、確定申告をする際は寄附金控除も忘れずに申告してください。



市民税・県民税 住宅借入金等特別税額控除

住宅借入金等特別税額控除は、所得税で住宅ローン控除額を控除しきれない場合、市民税・県民税からも控除することができる制度です。

【令和3年度に対象となる人】

▽平成23年から令和2年までに居住開始した人で、確定申告もしくは年末調整で所得税の住宅ローン控除の適用を受けている人

【対象とならない人】

▽所得税の特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けている人
▽平成19・20年に居住開始した人

医療費控除

令和2年中に支払った医療費(保険金などで補てんされる分は除く)が一定額を超えた場合、その超えた金額を所得金額から差し引くことができます。

一定額とは、10万円または所得の5%のいずれか少ない人です。

●必要書類 病院や薬局ごとに集計して作成した「医療費控除の明細書」または医療保険者から発行された医療費通知

※注意

▽領収書は申告書に添付せず5年間自宅などで保管してください。

▽セルフメディケーション税制は要件や必要書類が異なります。

「セルフメディケーション税制」とは？

医療費控除制度の特例で、特定の成分を含有するOTC医薬品を1年(1月から12月)で一定額以上購入した場合、12,000円を超えた額が所得控除の対象となるものです。医療費控除と同じく、確定申告すると、所得税の一部が還付される、翌年度の住民税の負担が少し軽くなるなどのメリットがあります。

対象のOTC医薬品は
こちらが目印です!



セルフメディケーション

税 控除 対象

よくある質問

医療費控除の申告

Q 令和2年中にたくさん医療費がかかったから、医療費控除を申告できますか？

A 医療費控除は、市県民税の税額を下げるためのもので、非課税の人は効果がありません。

課税される所得がある人は、「医療費控除の明細書」を作成し、申告書に添付してください。

様式は、確定申告用のもの、もしくは任意の様式で、医療を受けた人の氏名、病院や薬局などの名称、支払金額、保険金などで補てんされる金額を記載してください。なお、今年から、領収書の添付での申告はできなくなりました。

※次の方法で医療費控除の明細書が入手できます。

▽ 税務署へ取りに行く

▽ 郵送で税務署から取り寄せる

▽ 国税庁のホームページからダウンロード(印刷する)

▽ 国税庁のホームページ「確定申告等作成コーナー」で作成する

「収入」と「所得」

Q 「収入」と「所得」、何が違うの？

A 「収入」から必要経費などを引いたものを「所得」といいます。給与所得、年金所得については、収入から、国が定める一定の計算式による所得控除額を差し引いた額になります。

扶養になるには？

Q 扶養になれる所得額は、いくらまで？

A 税金上の扶養に入るためには、所得48万円以下(給与収入の場合103万円以下)という制限があります。これを超えた場合は、扶養に入れませんので、年末調整や申告の前には、所得を確認しましょう。

年金所得者の申告

Q 収入が年金だけだと申告は必要ない？

A 確定申告では年金収入400万円以下は申告不要ですが、7ページの「申告が必要ない人は？」③以外の人は、代わりに市県民税の申告が必要な場合があります。これは、市県民税の計算では、医療費控除や生命保険料控除などは申告しなけ

れば適用されないためです。

扶養親族がいる人や寡婦、障がい者である人は、申告不要となる場合もありますので、詳しくは、住民税課にお問い合わせください。

亡くなった人の市民税・県民税

Q 亡くなった人の市民税・県民税の申告は必要ですか？

A 令和3年1月1日以前に亡くなった人は申告の必要はありません。令和3年1月2日以降に亡くなった人は、申告が必要な場合がありますので、詳しくは、住民税課にお問い合わせください。

特別定額給付金の取り扱い

Q 国からの特別定額給付金について課税はされますか？

A 特別定額給付金(一律10万円を給付したものは非課税所得となるため、課税されません。

その他の新型コロナウイルス感染症関連の給付金・支援金などについては、それぞれの担当事務局か、八戸税務署にお問い合わせください。